

22川健介保第2025号
平成23年3月18日

川崎市内 指定介護事業者 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

介護サービスの円滑な提供について（依頼）

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な介護サービスの確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京電力株式会社による輪番停電及びガソリンの供給不足等に伴い、計画に位置付けられている一部の訪問系サービスや通所系サービスにおいて、サービス提供が困難な状況が生じています。

そのため、ケアマネジメント事業者（居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者）とサービス提供事業者が連携のうえ、サービスの変更など、適切なサービスの確保に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、居宅サービス計画を変更する場合、原則としてサービス担当者会議を開催する必要がありますが、川崎市におきましては、今回の緊急対応として、会議は開催せず、担当者からの意見を求めることで足りるものいたしますので、その旨を記録に明記してください。

～重要なお知らせ～

今後、厚生労働省、神奈川県、川崎市等が発出した地震関連の情報につきましては、川崎市介護保険課ホームページ（下記URL）に掲載をいたしますので、各事業者において順次確認をお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/35/35kaigo/home/toppage.htm>

≪ 3月18日までに掲載された情報の一例 ≫

- ・ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
- ・ 東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

(※) その他関係省庁等から地震関係の情報が発出されていますので、指定介護事業者におかれましては情報の収集に努めていただくようお願いいたします。

（介護保険課認定給付係担当）

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926